

労働安全衛生法

第5条(事業者に関する規定の適用)

ジョイントベンチャーによる建設工事への適用

2以上の建設業に属する事業の事業者が、1の場所において行われる当該事業の仕事に共同連帯して請け負った場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、そのうちの1人を代表者として定め、これを都道府県労働局長に届け出さなければならない。

- 2 前項の規定による届出がないときは、都道府県労働局長が代表者を指名する。
- 3 前2項の代表者の変更は、都道府県労働局長に届け出なければ、その効力を生じない。
- 4 第1項に規定する場合においては、当該事業を同項又は第2項の代表者のみの事業と、当該代表者のみを当該事業の事業者と、当該事業の仕事に従事する労働者を当該代表者のみを使用する労働者とそれぞれみなして、この法律を適用する。

ポイント！

| | 内容 | 根拠法令等 |
|-----------------|--|--------------|
| 共同企業体による建設工事の場合 | ジョイントベンチャー(共同企業体)による建設工事を行う事業者は、災害防止措置義務者(代表者)を選定し、工事開始14日前までに所轄労働基準監督署長を経由し、都道府県労働局長へ届け出なければならない。(届出がない時、労働局長が代表者を指名する) | 法第5条 則第1条 |

Q&A

Q. 代表者の選定に際し、代表者の選任要件などの規定はないのか？

A. ジョイントベンチャーによる建設工事は、指揮命令系統が複雑で、労働災害防止上の措置義務者が不明確であったため、複数の事業者のうち1つを代表者に決めこの法律での事業者とみなして、労働災害防止の措置義務を履行させる主旨である。したがって安衛則第1条にて「代表者の選定は、出資の割合その他工事施工にあたっての責任の程度を考慮して行わなければならない」と規定されている。

第6条(計画の策定等)～第9条(勧告等)

大臣が定める「災害防止計画」の策定、変更、公表

第6条(労働災害防止計画の策定)

厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害防止に関し重要な事項を定めた計画(以下「労働災害防止計画」

という)を策定しなければならない。

第7条(変更)

厚生労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

第8条(公表)

厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第9条(勧告等)

厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。